

《概要》

麻薬小売業者、麻薬管理者、麻薬施用者（麻薬管理者を設置していない医療機関に従事する者）及び麻薬研究者は前年の10月1日から翌年の9月30日までの間に所有した麻薬の品名や数量等必要事項を、毎年11月30日までに届け出を行う必要があります。

《注意事項》

1. 自家予製剤の%散、液は原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載してください。なお、
2. 倍散調整した場合には、原末の備考欄に「〇〇%散に予製」、倍散製剤の備考欄に「原末から予製」と記載し、その量を払出数量欄、受入数量欄にそれぞれ（ ）で記載してください。
3. 同じ品名のものでも含有量、剤型が異なれば、別品目として記載してください。
4. 「麻薬廃棄届」により廃棄した数量、「麻薬事故届」で報告した数量を備考欄に記載し、払出数量欄に数量を（ ）で記載してください。
ただし、「調剤済麻薬廃棄届」により廃棄した数量、施用残により廃棄した数量は記載する必要はありません。
5. 患者より譲り受けた麻薬等を再利用した場合は、その数量を備考欄に記載し、受入数量欄に数量を（ ）で記載してください。
6. 麻薬譲渡届により廃止した薬局等から麻薬を譲り受けた場合は、その数量を備考欄に記載し、受入数量欄に数量を（ ）で記載してください。
7. 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡受を行った場合は、その数量を備考欄に記載し、受入数量欄あるいは払出数量欄に数量を（ ）で記載してください。
8. 期間中における麻薬の受入・払出が無い場合でも、所有している麻薬は全て記載してください。
9. 期間中に麻薬を所有していなかった場合でも、「取扱なし」と記載し提出してください。

《概要》

麻薬小売業者、麻薬管理者、麻薬施用者（麻薬管理者を設置していない医療機関に従事する者）及び麻薬研究者は前年の10月1日から翌年の9月30日までの間に所有した麻薬の品名や数量等必要事項を、毎年11月30日までに届け出を行う必要があります。

《注意事項》

1. 自家予製剤の%散、液は原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載してください。
2. 倍散調整した場合には、原末の備考欄に「〇〇%散に予製」、倍散製剤の備考欄に「原末から予製」と記載し、その量を払出数量欄、受入数量欄にそれぞれ（ ）で記載してください。
3. 同じ品名のものでも含有量、剤型が異なれば、別品目として記載してください。
4. 「麻薬廃棄届」により廃棄した数量、「麻薬事故届」で報告した数量を備考欄に記載し、払出数量欄に数量を（ ）で記載してください。
ただし、「調剤済麻薬廃棄届」により廃棄した数量、施用残により廃棄した数量は記載する必要はありません。
5. 患者より譲り受けた麻薬等を再利用した場合は、その数量を備考欄に記載し、受入数量欄に数量を（ ）で記載してください。
6. 麻薬譲渡届により廃止した薬局等から麻薬を譲り受けた場合は、その数量を備考欄に記載し、受入数量欄に数量を（ ）で記載してください。
7. 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡受を行った場合は、その数量を備考欄に記載し、受入数量欄あるいは払出数量欄に数量を（ ）で記載してください。
8. 期間中における麻薬の受入・払出が無い場合でも、所有している麻薬は全て記載してください。
9. 期間中に麻薬を所有していなかった場合でも、「取扱なし」と記載し提出してください。